

生涯学習概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと)

1. 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)は、「生涯学習の推進に当たっては、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要である。」と述べられている。

「仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境」とは、具体的にどのような環境であると考えられるか、博物館活動を意識しながら800字以内で述べなさい。(30点)

2. 近年、全国各地でさまざまな自然災害が起き、甚大な被害が生じている。たとえば社会教育施設の役割に注目するなどして、社会教育と自然災害がどのような関係にあるか、様々な観点から400字以内で述べなさい。(15点)

3. 次の事項の中から2つを選び、それぞれ200字以内で説明しなさい。その際、各事項のキーワード2つを必ず用いて説明しなさい。なお、解答中のキーワードには下線を引くこと。(各10点)

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 社会教育委員 | キーワード：参加，計画 |
| ② P. ラングラン | キーワード：統合，UNESCO |
| ③ キャリア教育 | キーワード：社会的・職業的自立，役割 |

4. 次の文章の①～⑦に該当する適切な語句を、下記の□の中から選択し、解答用紙にはその記号を答えなさい。(各5点)

(1) 学校教育法における学校とは、幼稚園、小学校、中学校、(①), 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び(②)である。

(2) 社会教育主事になるための資格を取得するには、大学に在学し(③)に定められた必要な科目の単位を習得する方法と、大学または国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施する(④)を修了する方法の2つがある。2020年4月からの制度では、社会教育主事になるための資格を取得した者に、(⑤)の称号が付与される。社会教育法によると、社会教育主事の職務は、社会教育を行う者に、(⑥)な助言と指導を与えることとされている。

(3) (⑦)は、高等学校を卒業していない者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。合格者には、大学・短大等の受験資格が与えられる。

- | | | | | |
|---|---------------|-----------------------|--------------|---------------|
| ① | ア 小中一貫校 | イ 中高一貫校 | ウ 義務教育学校 | エ コミュニティ・スクール |
| ② | ア 大学院 | イ 高等専門学校 | ウ 専修学校 | エ 各種学校 |
| ③ | ア 教育基本法 | イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | ウ 文部科学省令 | エ 条例 |
| ④ | ア 社会教育主事講習 | イ 社会教育主事認定講習 | ウ 社会教育主事養成講座 | エ 社会教育主事免許状講習 |
| ⑤ | ア 生涯学習支援士 | イ 社会教育士 | ウ 公民館支援士 | エ 学びのオーガナイザー |
| ⑥ | ア 総合的包括的 | イ 直接的実際の | ウ 一般的公共的 | エ 専門的技術的 |
| ⑦ | ア 大学共通第一次学力試験 | イ 高等学校卒業程度認定試験 | ウ 大学入学共通テスト | エ 大学入試センター試験 |